平成２１年（フ）第４９号
山形県新庄市大字松本487番地の１
債務者　越中谷　聖
１　決定年月日時　平成21年８月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第５０号
山形県最上郡真室川町大字木ノ下244番地
債務者　近藤　静子
１　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第６５７号
熊本市出仲間３丁目１番10―101号
債務者　寺本　雄也
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４６号
福島県南相馬市原町区大木戸字松島316番地の11
債務者　山田　大輔
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第６１号
福島県相馬市中村字川沼53番地の２
債務者　植村　　恵
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第６７号
福島県相馬市中村字荒井町148番地オプションハウス２Ｆ―Ｈ
債務者　佐藤　浩二
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１８７号
富山県高岡市風呂屋町37番地
債務者　棚元　愛果
１　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第７４３号
神戸市須磨区東落合２丁目16番157―306号
債務者　大和　一也
１　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１９号
神戸市長田区四番町４丁目69番地　市住39―1201号
債務者　平山小夜子
１　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２０号
神戸市長田区四番町４丁目69番地　市住39―1201号
債務者　平山　真吾
１　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８３号
神戸市垂水区狩口台２丁目27番404号
債務者　栗井　美穂
１　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２３号
神戸市垂水区南多聞台６丁目10番３号　産経新聞、前住所神戸市須磨区飛松町５丁目１番50号
債務者　竹中　宏夫
１　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４８号
神戸市中央区割塚通６丁目２番22号
債務者　神野ひとみ
１　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８８号
神戸市垂水区北舞子３丁目２番12―50号
債務者　南　　友美
１　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０９８号
神戸市中央区日暮通５丁目２番６号
債務者　金本真由美こと　宋　　順鎬（旧姓市原）
１　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１３９号
神戸市垂水区福田１丁目８番16号
債務者　芦川　弘美
１　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１４８号
神戸市長田区長田天神町６丁目５番１―322号、前住所神戸市須磨区南町２丁目１番17号
債務者　東野　哲也
１　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部